

逗子市いじめ防止基本方針(案)に関する意見について

1. 意見募集の期間 令和3年7月19日(月)～8月20日(金)
2. 意見の数 8件
3. 意見提出人数 2人(郵送1人、メール1人 / 個人2人)

4. 意見の内容と市の対応

意見概要	整理番号	意見内容
記載項目順の修正	1	基本方針(案)の8ページ(2)学校におけるいじめの防止の項目について、2番目以降の項目を先に記載した方が良いのでは。
基本方針策定後の周知等	2	公立学校においては、策定された「逗子市いじめ防止基本方針」の内容を、教育活動の一貫として教員から児童に報告する。
	3	いじめ防止に大人、逗子市が真剣に取り組んでいるという姿勢をアピールするために、紙ベースでも簡単なリーフレット等を作成する。 逗子市ではいじめは絶対に許されない等のメッセージを載せ、詳しくはホームページを見て下さいなどに活用する。 各学校での保護者説明会などでも、「逗子市いじめ防止基本方針」、改定した各学校のいじめ防止基本方針を、分かりやすくリーフレット等の印刷物で示していく。 同時にPTA、地域の関係団体等にも学校から積極的に示していく。
	4	児童、保護者にたいし、実際にいじめに合った場合の具体的な連絡経路、行動経路をホームページ、紙媒体等を活用し分かりやすく示していく。
	5	方針策定後には、今後この方針をどのように活用していくのか、今までと何が変わるのか、県下で逗子市だけが、どのような理由で現在までいじめ防止基本方針が策定できていなかったのか、またこの時期に策定することになったのか、どうして方針が必要なのかを、しっかりとホームページ、紙媒体等で示していくことで、本方針が生かされていくのではないのでしょうか。
	6	各学校の「学校いじめ防止基本方針」は児童、保護者の意見も取り入れ、「逗子市いじめ防止基本方針」に基づき、各学校のいじめ防止基本方針を速やかに改定する。
学校いじめ防止基本方針の改定等	7	学校においては、いじめにより登校したくてもできない児童に対して、欠席期間中にどのような学習支援が出来るのかを、検討し基本方針に明記する必要がある。
説明会の周知	8	8月1日に行われた、いじめ防止基本方針の市民説明会には三名の参加者しかいなかったことを踏まえ、本方針の主体であるはずの児童、保護者にたいし、「逗子市いじめ防止基本方針」が新たにできること、そのための説明会が開催されること、などがしっかりと伝わっていたのでしょうか。 広報ずし、逗子市ホームページを回覧する保護者がどれだけいるのでしょうか。 学校から保護者、児童、PTA等に周知はしっかりと出来ていたのでしょうか。
合計	8件	